

新型コロナウイルスの影響を受けた 中小企業の事業主の皆さまへ



現在、新型コロナウイルス感染症に係る
雇用調整助成金の**特例措置**が**延長**されています

雇用調整助成金を

ご活用ください

広島県では、社会保険労務士に
委託する費用の補助をしています

雇用調整助成金とは

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用の維持を
図るための休業手当に要した費用を助成する国の制度です。

生産指標
要件の緩和
5%/月
以上の減少

中小企業の
助成率
10/10
※解雇等を行わない場合

助成額の
日額上限額
15,000円
※一人当たり

添付書類の
削減

記載内容の
簡略化

- 従業員の休業が**長期化**し、休業手当が**多額**となる場合にも、**特例措置**による**手厚い助成**を受けることができます

※雇用調整助成金は、毎月の判定基礎期間ごとに支給申請をします。
申請期限は、判定基礎期間の最終日の翌日から起算して2か月以内です。

例えば、休業手当(16,000円/日)を支払う従業員を3人、1か月に5日、6か月間休業させた場合

通常 日額上限額 8,370円

8,370円/日×3人×5日/月×6か月 = **753,300円**

特例措置による
手厚い助成を受ける
ことができます

特例 日額上限額 15,000円

15,000円/日×3人×5日/月×6か月 = **1,350,000円**

- さらに、**社会保険労務士に申請手続き**を依頼した場合の
費用についても、**広島県の補助**が受けられます

特例措置で
助かっています!



ご相談ください

まずは社会保険労務士による相談窓口へ

TEL **082-513-2831**

特例措置の
詳細については裏面へ

雇用調整助成金が 使いやすくなっています!

従業員を雇っている 事業主はすべて対象です

休業手当の支払いや売上減少など、
一定の条件があります。

- 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- 従業員を計画的に休業させた
- 休業させた従業員に休業手当を支払った
(休業手当を支払っていない場合でも、改めて支払えば、さかのぼって支給されます。)

※学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象です。(その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)

※詳しくは「社会保険労務士による相談窓口」の連絡先にご相談ください

特例措置が 実施されています

助成率や上限額の引き上げ、
申請手続きが簡単になっています。

- 中小企業の助成率2/3
→ 解雇等を行わない場合は**10/10**
- 1人あたり助成額の日額上限額
8,370円 → **15,000円**
- 特例措置が実施される緊急対応期間を
6月末 → **12月末まで延長** ※11/11現在
- 添付資料の**削減**・記載内容の**簡略化**

申請業務にかかる 費用を補助します

広島県では各市町と連携して、
社会保険労務士への
申請手続き費用の補助をします。

- 補助対象経費…社会保険労務士への申請書類作成委託費用等 ※支払済費用でも可
- 補助率…10/10 (上限額あり)
※一部市により異なります
- 主な必要書類…社労士からの領収証等

補助制度に関して詳しくは

広島県 雇用調整助成金 補助

お問い合わせ 広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-2838



特に、従業員が概ね20人以下の会社や
個人事業主の方は申請が簡単になっています!



雇用調整助成金の特例措置 緊急対応期間中

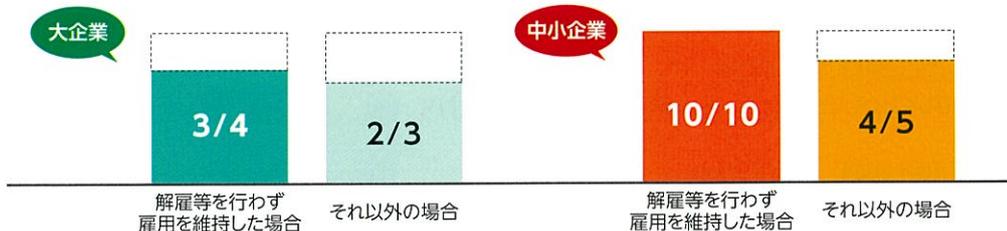
▶雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、

1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち**最大10/10**が助成されます。

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者1人につき、中小企業は日額最大2,400円、大企業は1,800円が加算されます。)

助成率 助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のように分かります。



この特例措置は、**令和2年4月1日から12月31日まで**の期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

休業規模 判定基礎期間における対象労働者に係る休業実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上となる必要があります。

注意点

- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となります。
(その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)
- 緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、**令和2年4月1日から令和2年12月31日**までの期間内の休業が対象です。

どんな書類が
必要なのかな～

誰か代わりに
手続きをして
くれないかな～

社労士さんに
相談したいな～



広島県内
全域

中小企業・個人 事業主の皆さん、 あなたも雇用調整助成 金等の支給対象です！

申請手続 支援

雇用調整助成金等の申請手続きに 必要な費用を県内全域で補助します！

※雇用調整助成金とは、従業員の雇用維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。現在、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、**支給対象や助成率等の拡充・申請書類等の簡素化**など、特例措置が図られています。

補助対象経費 ※支払済費用でも可

社会保険労務士への申請書類作成委託費用等

補助率

10/10 ※上限額あり

主な必要書類

社労士からの領収証等

申請手続きに関するお問い合わせ等については、

市域に所在する中小企業・個人事業主

**裏面記載の各市担当
部署へご相談下さい。**

町域に所在する中小企業・個人事業主

**県雇用労働政策課へ
ご相談下さい。**



お問い合わせ先

各市場当部署

(令和2年8月13日現在)

所在地	お問い合わせ窓口	受付期限
広島市	広島市雇用推進課 TEL082-504-2244	R3.3.31まで
呉市	呉市商工振興課 TEL0823-25-3310	当面の間
竹原市	竹原市産業振興課 TEL0846-22-7745	R3.2.28まで
三原市	三原市商工振興課 TEL0848-67-6013	R3.2.28まで
尾道市	尾道市商工課 TEL0848-38-9183	R3.2.28まで
福山市	福山市産業振興課 TEL084-928-1040	R3.2.26まで
府中市	府中市商工労働課 TEL0847-43-7190	当面の間
三次市	三次市商工観光課 TEL0824-62-6171	R3.3.1まで
庄原市	庄原市商工観光課 TEL0824-73-1178	R3.2.28まで
大竹市	大竹市産業振興課 TEL0827-59-2131	R3.3.1まで
東広島市	東広島市産業振興課 TEL082-420-0921	R3.2.28まで
廿日市市	廿日市市しごと共創センター TEL0120-339-300	R3.2.28まで
安芸高田市	安芸高田市商工観光課 TEL0826-47-4024	R3.2.28まで
江田島市	江田島市交流観光課 TEL0823-43-1644	R3.2.28まで

雇用調整助成金等の特例措置に関する問い合わせ

広島労働局 職業安定部 職業対策課
TEL 0 8 2 - 5 0 2 - 7 8 3 2

県内の各ハローワーク (広島, 広島東を除く)

社会保険労務士による電話相談

広島県設置電話相談窓口
TEL 0 8 2 - 5 1 3 - 2 8 3 1